

令和 7 年 第 3 回 筑紫野市議会臨時会（5 月） 提出議案について

令和 7 年第 3 回筑紫野市議会臨時会（会期：5 月 26 日）に次の議案を提案しましたので、その内容をお知らせします。

報告第 1 号	専決処分の承認について（筑紫野市税条例の一部を改正する条例の制定について）
本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。 主な内容は、軽自動車の税率区分に、新しい基準の原動機付自転車を位置付け、その税率を現行の原動機付自転車と同額の 2,000 円とするものです。 また、長寿命化のために一定の大規模修繕工事を行ったマンションにおいて、工事翌年度に限り、建物分の固定資産税の 3 分の 1 が減額される措置を 2 年間延長するとともに、適用要件を緩和するものです。	
報告第 2 号	専決処分の承認について（筑紫野市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について）
本件は、地方自治法 第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。 内容は、地方税法等の改正に伴い、条例で引用している条文に項ずれが生じるため、条例の一部を改正するものです。	
報告第 3 号	専決処分の承認について（筑紫野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。 内容は、国民健康保険税の課税限度額を見直し、基礎課税額の限度額を 1 万円引き上げ、66 万円に、後期高齢者支援金課税額の限度額を 2 万円引き上げ、26 万円に改正するものです。 また、軽減判定所得の基準を見直し、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定については、被保険者数に乘じる金額を 30 万 5,000 円に、2 割軽減の対象となる世帯については 56 万円に改正し、軽減対象世帯を拡大するものです。	

報告第 4 号	専決処分の承認について（損害賠償の額を定めることについて）
本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行ったので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めるものです。 内容は、令和 6 年 11 月 30 日午後 3 時頃、筑紫野市天拝坂の市道において発生した事故により、相手方車両を破損させたものです。 この事故に伴う損害賠償額について、81 万 4,500 円で示談協議が整いましたので、令和 7 年 4 月 16 日付で専決処分を行ったものです。	
報告第 5 号	令和 6 年度筑紫野市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
繰り越し事業は、「令和 6 年度住民税非課税世帯への物価高騰支援給付金支給事業」から「生涯学習センター改修事業」までの 5 件です。 本件は、地方自治法第 213 条の規定により、令和 6 年度中に事業が終了しないものについて、議会の承認を受け、繰越明許費により令和 7 年度へ予算を繰り越していますので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するものです。	
報告第 6 号	令和 6 年度筑紫野市水道事業会計予算継続費繰越計算書の報告について
本件は、令和 6 年度筑紫野市水道事業会計予算に継続費として計上していた「常松浄水場中央監視装置更新事業」について、入札結果により予算計上額 1 億 4,946 万円に対し、1,271 万円の執行残が発生したものです。この継続費執行残額については、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、翌年度に繰り越しを行いましたので、同条第 3 項の規定に基づき、議会に報告するものです。	